

深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇編

『社会的養護における里親問題への実証的研究』

(福村出版、2013年)

古賀正義 (中央大学)

厚労省の定義によれば、里親制度とは、「家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度」であるという。戦後まもなく年間約1万人あった委託児童が、現在では約4千人に過ぎない。女優アンジェリーナ・ジョリーが何人もの養子を受け入れ有名であるように、里親が誇りとされる米国社会と違い、今日の日本における血縁中心の家族観の根強さが垣間見える数字である。

本書は、全国66か所の「里親会」を通した約1200人に及ぶアンケート調査と、それを踏まえた約50人への面接調査の結果から、里親になった人たちの社会背景とその喜びや困難の実相を分析している。子捨てや育児放棄、虐待などさまざまな理由から実親の養育を受けられなくなった子どもたちは、その9割が施設養護によるしかなく、ホスピタリズムのように、愛情や絆の欠如を抱えて生きることが危惧されている。それでありながら、里親となることは、些少の手当はあるものの、養子の成長や性格形成の歪み、愛情表現や交流の困難、実親との関係など多くの課題を背負い込むことなのである。

調査結果からは、里親になった理由が、「実子がなく、養子が欲しくて」で約4割と最も多いものの、「親が育てられない子を助けたくて」が3割強もあること。また、「乳児院から」の引き取りが4割弱と最も多く、次いで「(一時保護所経由を含めて)実親の家庭から」となっていること。さらに、「親からの虐待を受けていた」子どもが4割にもものぼり、「自分の子どもを育てた経験がない」里親が半数弱もおりながら、「養育を返上したいと思ったことが全くない」人が半数にもものぼることなどがわかる。

規範的な家族の理想が解体し、ステップファミリーやシングルファミリーが常態化しつつあるなかで、里親たちによる家族的な養育への篤志に驚かされる。ある親は、『『大変ですね』『立派ですね』という人もいますが、根には里親里子に『地域に困った問題を持ちこんできた者』という偏見が根強いと思います』と述べる。また、「(せっかく)里親の下で落ち着いている子を、(実親と)大泣きさせながら面会させるのは、とても気が重いです。」と、親権のあり方に疑問を呈する声もある。

近年注目されている愛知方式(矢満田篤二、萬屋育子『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす一愛知方式が見つないだ命』)では、児童相談所が仲介し、里親委託によって生みの親が育てることのできない赤ちゃんを生まれてからすぐ家庭の中で育てる試みを30年来続けているという。里親里子を苦しめ続ける反応性愛着障害などの問題を早期に乗り越える試みが必要となっているという指摘も考えさせられる。

本書は、新たな婚外子相続裁判やハーグ条約加盟など家族形成の問題に揺れる日本社会に、あるいは昨年初めて国により実態が明らかにされた数百人に及ぶ無戸籍の子ども(NHKクローズアップ現代、2015年2月18日放送)さえ抱えるこの国で、決して忘れることができない

い大きな里親問題があることを再認識させる問題提起の書であるといえる。実態調査の重要性を含めて一読を願いたい。

(なお本稿は『児童心理』2014年2月号の書評欄の原稿に加筆修正を行なったものである。)